

## 協議事項 2 資料

いじめ防止対策について

教育委員会事務局  
ふるさと振興部

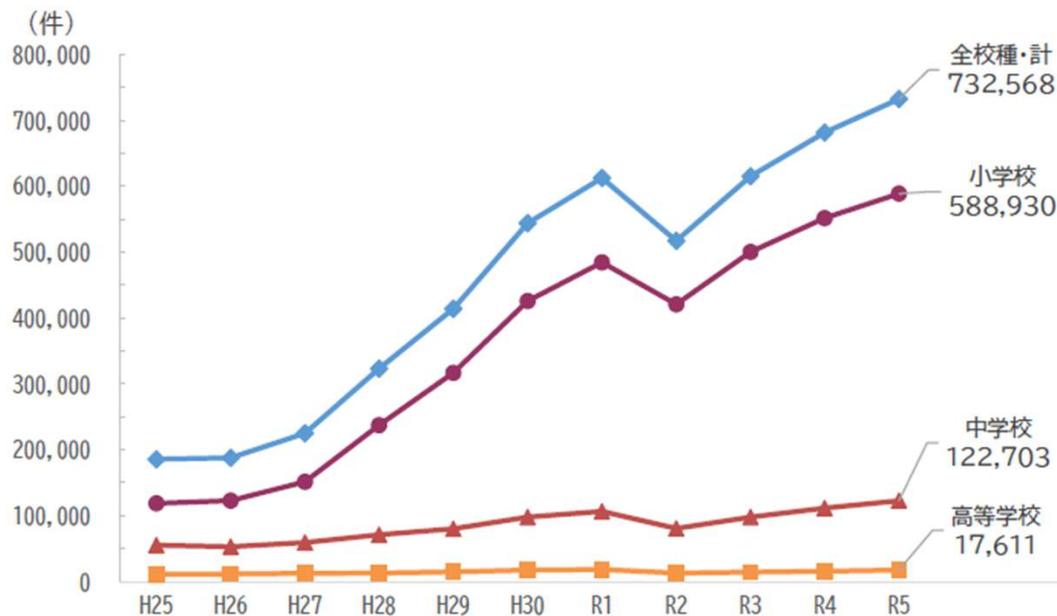
# いじめ防止対策について



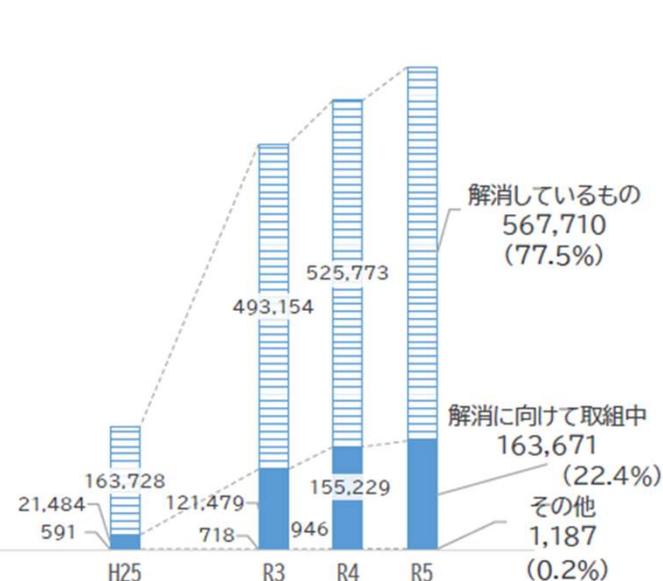
# I 現状と課題 (1) 全国及び本県のいじめの状況

## 全国のいじめの認知件数の推移(H25～R5)

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



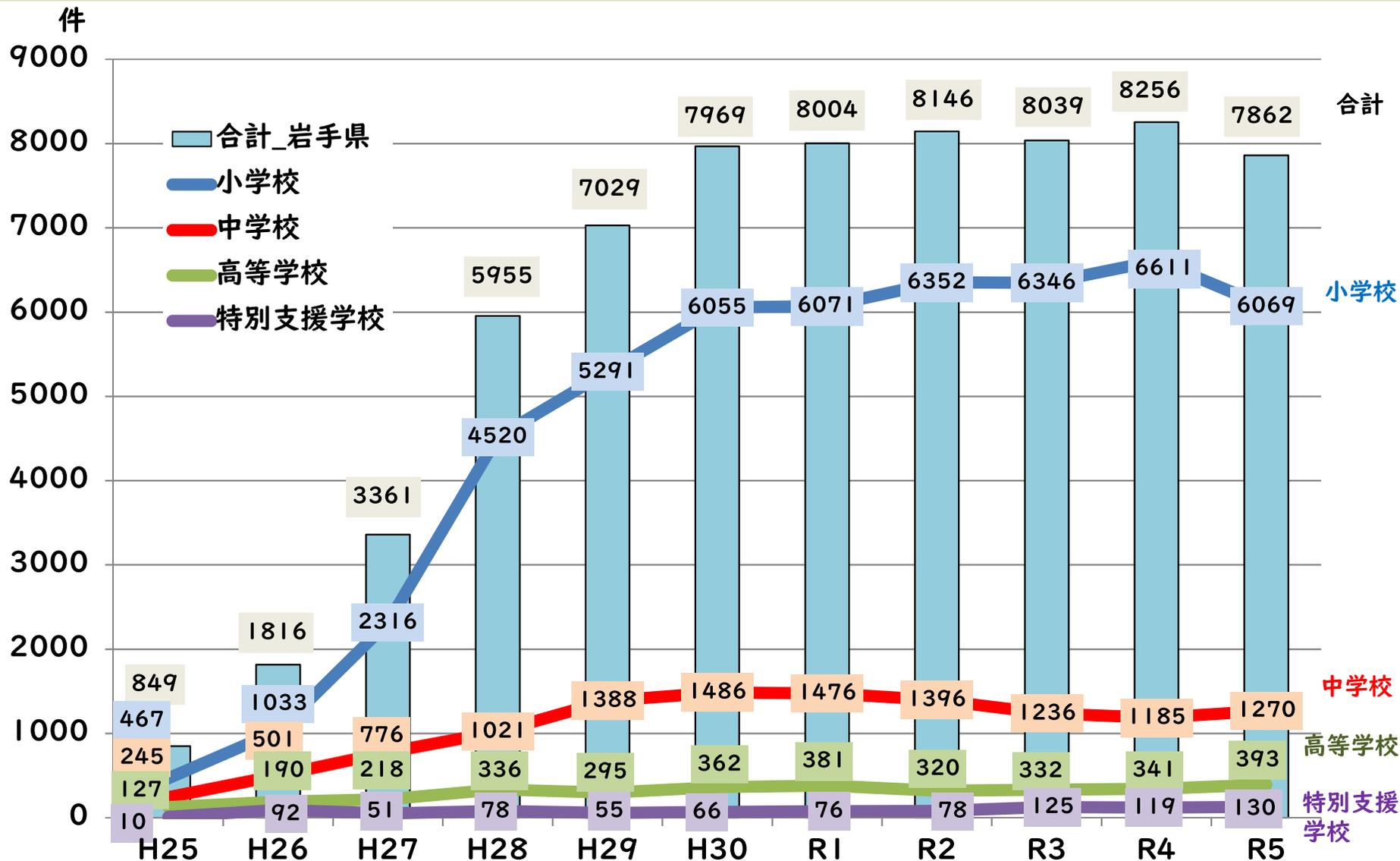
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

# I 現状と課題 (1) 全国及び本県のいじめの状況

## 本県のいじめの認知件数の推移(H25～R5)



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果から作成

# I 現状と課題 (1) 全国及び本県のいじめの状況

## いじめの1,000人当たり認知件数(R5)

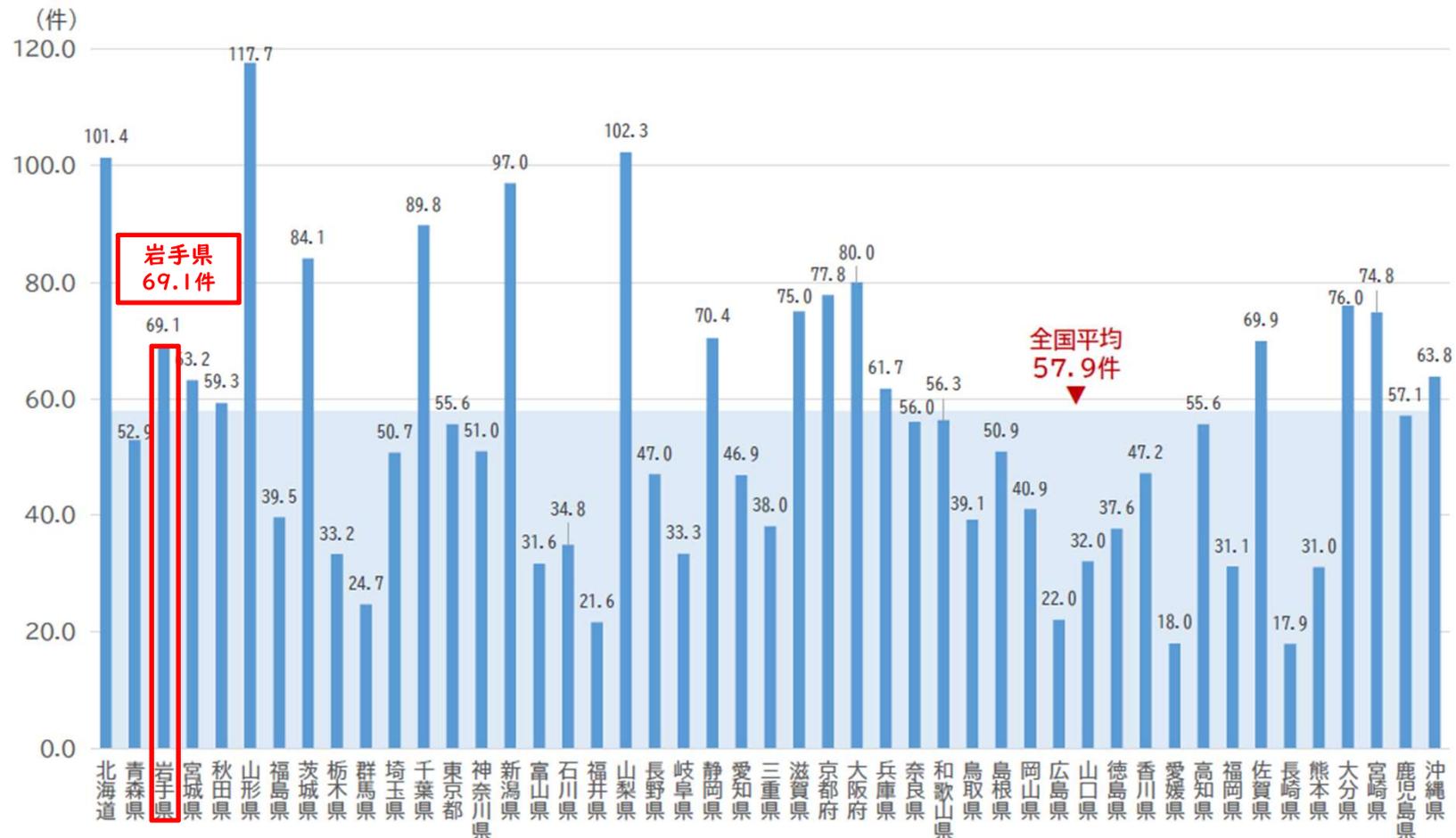
### I いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【文部科学省 児童生徒課長通知】

いじめを認知していない学校にあつては、…解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【文部科学省 児童生徒課長通知】

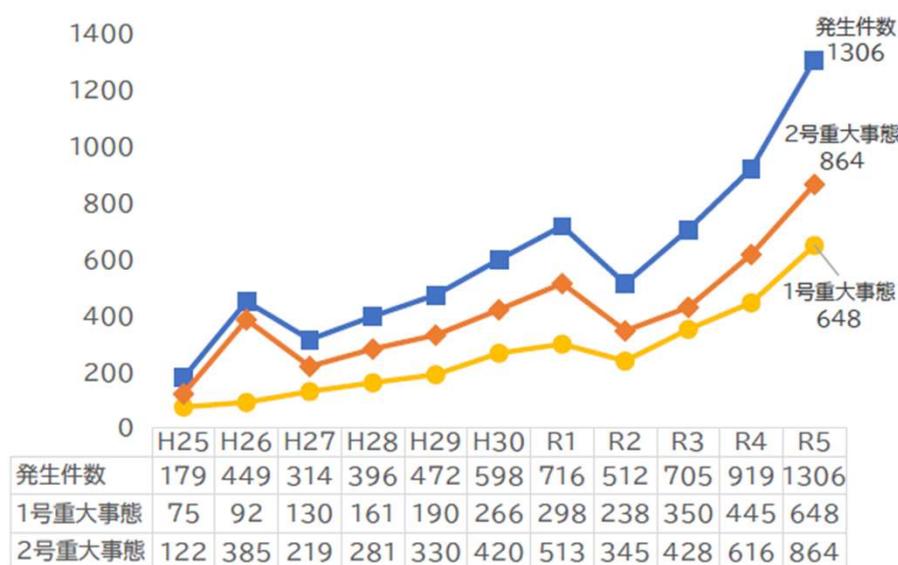


# I 現状と課題 (1) 全国及び本県のいじめの状況

## 全国のいじめの重大事態の発生件数の推移(H25～R5)

- 重大事態の発生件数は、1,306件(前年度919件)。  
うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは648件(前年度445件)、同項第2号に規定するものは864件(前年度616件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂を行った。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	506	444	227	8	1185
重大事態発生件数(件)	548	491	259	8	1306
うち、第1号	238	245	162	3	648
生命	17	43	15	0	75
身体	49	44	24	0	117
精神	153	134	117	2	406
金品等	19	24	6	1	50
うち、第2号	391	320	148	5	864

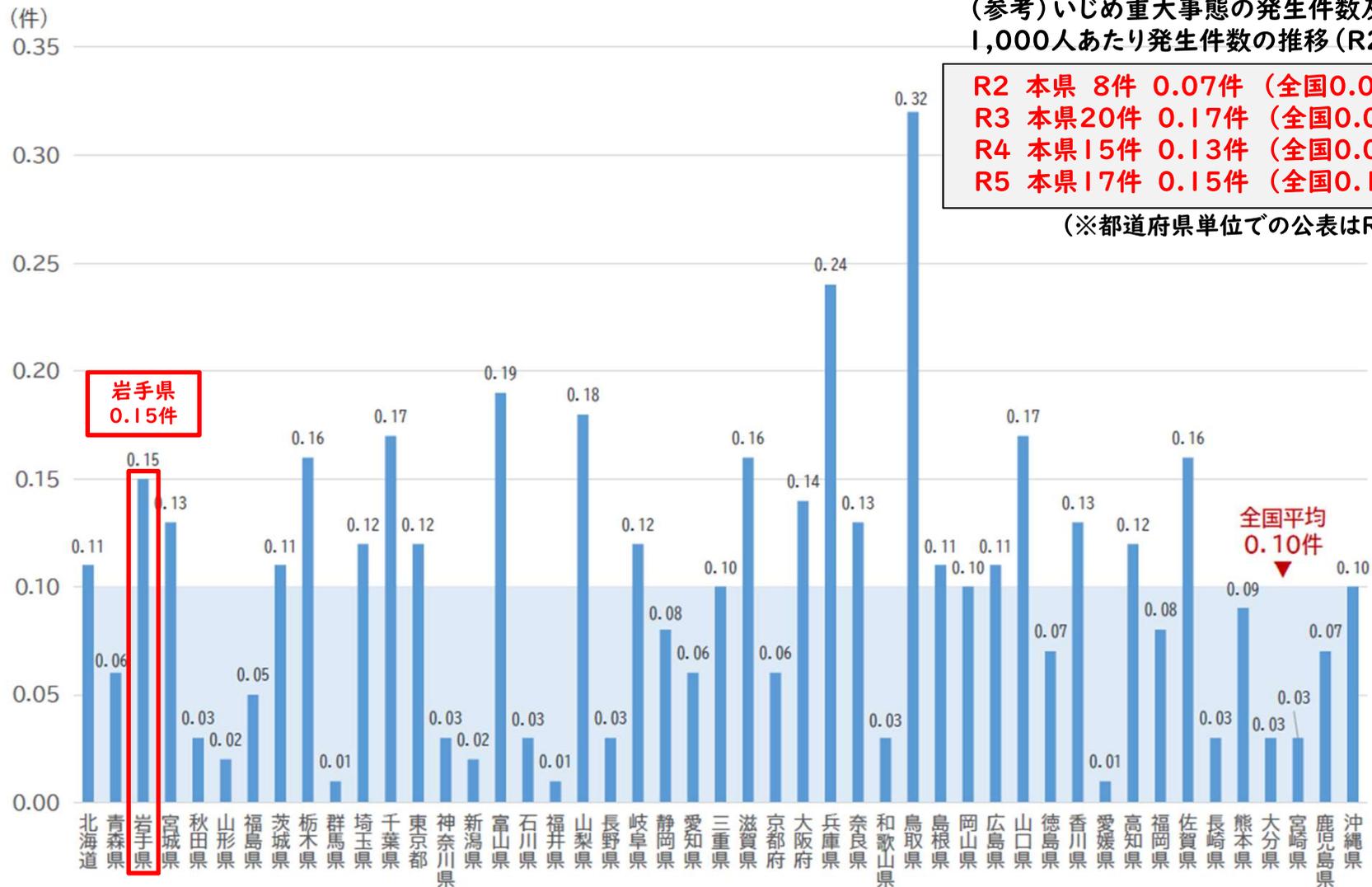
- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、  
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
である。

# I 現状と課題 (1) 全国及び本県のいじめの状況

## いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数(R5)

いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数



# 1 現状と課題 (2) いじめ再調査委員会における再調査にかかる答申の概要

## 1 趣旨

平成29年6月に県内の私立高等学校で発生した事案について、令和2年8月6日に知事からの諮問を受け、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき岩手県いじめ再調査委員会が再調査を行った結果について令和6年8月9日に答申が行われたもの。

※ 岩手県でのいじめ重大事態の再調査は初のケース

## 2 事案の概要

平成29年6月に、当時1年生の生徒2名が部活動の練習中、上級生やコーチの厳しい言葉による指導等を受け、その後、夏休み明けから不登校となり、最終的に2名とも同校を退学したものの。

なお、答申においては、情報公開条例の規定に基づき、個人が特定される、氏名、学校名、部活動名、地域等の一部の情報については、非開示情報としている。

## 3 再調査実施の理由

- ・ 本事案に係る学校調査組織による調査について、被害生徒及びその保護者から、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、再調査の必要性が大きいとの理由により、再調査の請求があったところ。
- ・ 県において、学校調査組織による調査報告書を確認した結果、**ガイドラインに照らし、再調査を行う必要があると認められることから、再調査を実施したものの。**

# 1 現状と課題 (2) いじめ再調査委員会における再調査にかかる答申の概要

## 4 再調査報告書の構成

- ①はじめに ②事案の経過 ③再調査請求書について ④調査方針 ⑤被害生徒への調査  
⑥学校への調査 ⑦被害生徒への進捗報告と要望事項 ⑧いじめの認定について  
⑨学校の対応への考察について ⑩本件事案の背景の分析  
⑪今後同種の事態の発生を防ぐための提言 ⑫おわりに

## 5 再調査報告書(答申の概要)

### ⑧いじめの認定について

・学校調査組織による調査報告書ではいじめと認定されていない行為について、  
追加の調査結果や検証を経て、新たにいじめと認定したこと。

### ⑨学校の対応への考察について

・部活動の「指導」を理由としていじめを認めなかったのであれば、認識を改めるべき。

・事案発生後の初動対応において、「いじめではない」という結論を前提にした対応が不信感を招き、不登校等につながった可能性が否定できず、被害生徒の心情に寄り添った対応が取られるべきであったと考えられる。

・外部委員の人选等、調査過程における公平性・中立性が確保された状況にあったかは疑問である。

・いじめが認定された段階等において、法やガイドラインに照らし、学校として当時の対応に関する検証や振り返り、再発防止策の検討が必要であったと考える。

# 1 現状と課題 (2) いじめ再調査委員会における再調査にかかる答申の概要

## ⑩本件事案の背景の分析

・当該部について、厳しい上下関係や忍耐を伝統とする構造、「勝利至上主義的」な風土が事案の緊急性や深刻さについて理解共有を妨げた結果になったと考えられる。

・学校の対応について、法に基づいたいじめの定義に関する認識が不十分であったこと、生徒が相談しづらい環境であったこと。

## ⑪今後同種の事態の発生を防ぐための提言

部活動に関すること	・「スポハラ」への意識啓発 ・部活動の「勝利至上主義」の見直し
学校の対応に関する こと	・いじめの正しい認識を持つこと ・記録の保存 ・学校における「いじめ防止に関する基本方針」を踏まえた 検証 ・第三者的視点の確保 ・いじめ早期発見・対応体制の充実

## 6 答申を踏まえた今後の対応

県教育委員会とも連携し、県内全ての高等学校や市町村教育委員会に再調査報告書を周知したほか、岩手県私立学校審議会や私立学校長会議などの各種会議で説明するなど、活用を促しており、県全体で同種事案の未然防止やいじめ重大事態が発生した際の適切な対応の徹底に取り組む。

## 2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を含めた国の動向

### ガイドライン改訂までの経緯



平成25年

平成29年  
3月

令和6年  
8月

- いじめ防止対策推進法の成立(6月21日)  
⇒ 6月28日公布、9月28日施行
- いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月)
- いじめの防止等のための基本的な方針の改訂
- **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**策定
- **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**改訂



**重大事態の発生件数は増加傾向。**

依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況。

加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、ガイドラインを改訂。

「**不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)**」に係る要素も本ガイドラインに盛り込み、**国のガイドラインを一本化。**

## 2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を含めた国の動向



### いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

#### 背景

- 平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成。
- 重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。



今回の改訂により、**重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化**。  
**円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応**を促す。

#### 第2章

##### 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載

- 全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載



#### 第3章

##### 学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記

- 重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記



#### 第4章

##### 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記

- 児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載



#### 第6章

##### 第三者が調査すべきケースを具体化し第三者と言える者を例示

- 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載



#### 第7章

##### （加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順説明事項を詳細に説明

- 調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載



#### 第8章

##### 重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

- 標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- 調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記



#### その他

- 調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- 重大事態対応におけるチェックリストを作成
- 「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

### 3 本県におけるいじめの早期発見・防止に向けた取組

#### 岩手県いじめ問題対策連絡協議会「いじめ問題対応マップ」(いじめ対策に係る取組一覧)

	県教委 いじめ対応に向けた重点取組			その他 (注) SC:スクールカウンセラー SSW:スクールソーシャルワーカー
	未然防止	早期発見・適切な対応	職員研修	
	学校・児童生徒が「防ぐこと」 「起こさないこと」	学校・児童生徒が「見つけること」 学校が「聴き取ること」「やめさせること」 「解消すること」	学校が「分かること」	
一般社団法人 岩手県医師会		診察時、兆候発見の際の 情報提供 研修会等各種取組への協力		第三者委員会への医師推薦
岩手弁護士会	いじめに関する授業 子どもの無料法律相談	子どもの権利を守ることを前提として学校に助言		第三者委員会への弁護士派遣 スクールロイヤー派遣
岩手県臨床心理士会		県スクールカウンセラー研修会(県教委共催)		SCとSSWの一緒に研修 第三者委員会に係る研修 第三者委員会への委員推薦
一般社団法人 岩手県社会福祉士会		個別の支援計画の作成 学校と保護者の関係調整 法に則った対応ができるよう学校支援、組織支援		SSWを交えたネットワーク会議 第三者委員会への委員推薦 出張相談・電話相談(県立学校)
岩手県市町村教育委員会 協議会	講演会等の実施 情報モラル教育の実施	組織的な相談体制	学級経営・人間関係作り研修会	インターネット利用に係るルール作り (盛岡市) 学校いじめ防止基本方針の実効化
岩手県小学校長会		独自調査の実施・分析・情報交換を生かした学校経営		独自調査の実施・分析
岩手県中学校長会		調査結果概要の共通理解の推進と結果を生かした学校経営	いじめに係る教育研修	独自調査の実施・分析 心とからだの健康観察の活用
岩手県高等学校長協会	生徒の主体的な活動	「いじめ防止対策委員会」による対応	自殺予防に関する講演・研修会 「生徒指導研究委員会」による具体的事例に係る情報交換会	独自調査の実施・分析
一般社団法人 岩手県私学協会	児童生徒の居場所づくり 生徒会活動の推奨	対策組織を中心とした取組	事例集を活用した研修	SCの活用

一般社団法人 岩手県P T A連合会	いじめの定義について 保護者への発信(パンフレット)			家庭教育セミナー 県全体の研究大会
一般社団法人 岩手県高等学校 P T A連合会	登下校の挨拶、交通安全を始めとするマナーアップ運動の展開	学校との情報交換	スマホ・SNS等に係る研修会 情緒の安定と健全育成に係る研修会	SNSやいじめに関する相談や 弁護士費用に関する保険制度
盛岡地方方法務局	人権教室の実施 「いじめ防止カード」の配布	こどもの人権110番(無料) 「SOSミニレター」の取組 LINEを活用した相談窓口		
県福祉総合相談センター		こども家庭テレフォン 全国共通ダイヤル189		
県警察本部 生活安全部人身安全少年課	講話による普及啓発	犯罪行為への対応 ヤングテレホン		スクールサポーター制度 (学校訪問等)
県保健福祉部 地域福祉課	人権教室(スポーツ選手との連携) 人権啓発英語エンクル 人権啓発ラジオ			講演会 DV相談に関するリーフレット、 性的マイノリティに関するポスター
県環境生活部 若者女性協働推進室		青少年悩み相談室	情報メディア対応能力養成講座	青少年を非行被害から守る県民大会 わたしの主張大会
県ふるさと振興部 学事振興課	私立学校へのいじめ防止対策に係る普及啓発		県主催のいじめ問題対策の研修会への参加	教育相談体制整備の助成(SC配置)
県立総合教育センター		ふれあい電話	管理職、主任層対象の研修会 学級担任対象の研修会 基本研修でいじめ理解	いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル (HPからダウンロード可)
県教育委員会事務局 学校教育室	こころのサポート授業 児童生徒の主体的な取組事例集 児童生徒向け情報モラル教育指導資料	24時間子供SOSダイヤル事業 いじめ対応・不登校支援等アドバイザー いじめ問題解決支援チーム派遣	県立学校生徒指導主事を対象とした研修会 学校等研修支援訪問	児童生徒、保護者への更なる周知 (24時間子供SOSダイヤル事業) 重点目標を学校教育指導指針に掲載

※ 本資料は、令和6年6月6日時点で、これまでの県いじめ問題対策連絡協議会の報告をもとに作成した。  
 ※ 空欄は、取組がなされていないことを意味するものではないこと。

### 3 本県におけるいじめの早期発見・防止に向けた取組



## 令和6年度の重点目標を学校教育指導指針に掲載

#### 【 重点目標 】

実効的に機能する「学校いじめ対策組織」を構築し、組織的にいじめの未然防止・適切な対応に当たる



#### 【 学校いじめ対策組織の役割 】

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

##### 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### 早期発見・事案対応

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

#### 【 いじめを重大事態に発展させないための困難課題対応的生徒指導 】

- 早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的な視点から組織的対応を進める。
  - ① アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行う。
  - ② アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
  - ③ 被害児童生徒及びその保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
  - ④ 指導・援助プランを実施する。
  - ⑤ モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等）を行う。
- 問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図る。

### 3 本県におけるいじめの早期発見・防止に向けた取組

#### いじめ防止及び情報モラルに係る児童生徒の主体的な取組事例(R5)

##### いじめ防止及び情報モラルに係る 児童生徒の主体的な取組事例



取組事例から学ぶ

##### いじめ防止及び情報モラルに係る児童生徒の主体的な取組のポイント

- 1 児童生徒が計画段階から関わること
- 2 児童生徒が考え、議論する場を設定すること
- 3 取組のねらいを教職員と児童生徒との間で共有すること
- 4 保護者や地域と連携すること
- 5 各教育活動との関連を図り、意図的・計画的に実施すること
- 6 人権教育の視点から、自分や他の人の大切さを認めること

##### いじめ防止に係る児童生徒の主体的な取組事例

- 1 矢巾町立矢巾東小学校……………P3  
「十人十色 ～一人一人がいろとりどりに輝け～  
いじめゼロを目指して」
- 2 北上市立黒沢尻東小学校……………P4  
「相手を思う気持ちを高める取組について  
～認め合い、励まし合い、支え合う児童会活動を目指して～」
- 3 遠野市立青笹小学校……………P5  
「『レインボープロジェクト』による言語環境を整える取組について」
- 4 奥州市立胆沢第一小学校……………P6  
「『ふわふわ言葉』で思いやりの心を広げよう」
- 5 釜石市立双葉小学校……………P7  
「『心の双葉をはぐくもう』～認め、励まし、共に成長する児童～」
- 6 田野畑村立田野畑小学校……………P8  
「絆メッセージ ～感謝の輪プロジェクト～」
- 7 洋野町立大野小学校……………P9  
「互いの良さを認め合える学校を目指して」
- 8 滝沢市立滝沢第二中学校……………P10  
「私たちの「STGs」～全校壁画制作を通して考える人権尊重～」
- 9 奥州市立衣川中学校……………P11  
「『衣中モバイル宣言』の取組」
- 10 陸前高田市立高田東中学校……………P12  
「『いじめ しない・させない宣言』」
- 11 田野畑村立田野畑中学校……………P13  
「田中精神五ヶ条を基盤とした各行事への取組」

# 参考 「いじめ防止対策推進法」に係る本県の対応 (H27.10~)

   : 義務   
    : 努力義務   
    : 任意設置

国 「いじめ防止対策推進法」(H25.9.28 施行)  
 「いじめ防止等のための基本的な方針」(H25.10.11 文部科学大臣決定)

